

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

◆ 令和7年度 保険料額決定通知書等の送付について

令和7年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。
保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	普通徴収額	特別徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			

通知書に
記載があります

◆ 新しい資格確認書の送付について

現在お持ちの緑色の被保険者証、または資格確認書は、7月末で有効期限が切れます。
8月以降ご使用いただく資格確認書を健康推進課から、7月中旬にお送りします。

- 新しい資格確認書は、書留郵便にてお送りします。
8月以降は、新しい資格確認書をご使用ください。
- 新しい資格確認書は**桃色**で、有効期限は、令和8年7月31日です。
- 「一部負担金の割合」は、令和6年中の所得に基づいて判定しています。
- 資格確認書は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 資格確認書は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。
- マイナ保険証を利用可能な方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

◆ 「限度額適用認定」及び「限度額適用・標準負担額減額認定」について

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は令和6年12月2日をもって新規発行が停止され、マイナ保険証、または適用区分を併記した資格確認書の運用に移行しました。マイナ保険証、または適用区分を併記した資格確認書を利用することで、医療費が限度額までの負担となります。

【適用区分の併記について】

適用区分を資格確認書に併記するには申請が必要です。ただし、令和6年12月2日以前に認定証の交付を受けている方、12月2日以降に資格確認書への適用区分の併記を申請された方は、交付する資格確認書に適用区分が併記されています。

申請先はお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口（津久見市は健康推進課）です。申請方法など詳細は、健康推進課にお問い合わせください。

◆ 保険料の減免について

災害や失業など特別な事情で保険料の納付が著しく困難となった場合は、申請により保険料が減免される場合がありますので、県後期高齢者医療広域連合又は健康推進課にお問い合わせください。

【申請窓口】津久見市 健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147

【問い合わせ】大分県後期高齢者医療広域連合 事業課 賦課・資格管理係 ☎097-534-1771(代表)